次

被告人の表示等(省略)

文 由

第一 控訴趣意書A第一点について

はじめに

破防法四十条が憲法十九条に違反するとの主張

(一) (二) 第二 第二 控訴趣意書 A 第二点及び第四点の一、三の1ないし3、4(一)(破防法四十条が憲法二一条一項に違反するとの主張)について

当裁判所の基本的見解

(<u>—</u>) 追加説明

控訴趣意書A第三点及び第四点の二(破防法四十条が憲法三一条に違反 するとの主張)について

(<u>—</u>) 構成要件が明確性を欠くとの主張

「せん動」の成否に関する判断の手法が誤っているとの出張

控訴趣意書A第四点の三4(二)、同B及び控訴趣意補充書CE(本件 行為は違法性を欠く等の主張)について

控訴趣意書A第五点(事実誤認の主張)について

控訴趣意書A第六点(訴訟手続の法令違反の主張)について

控訴趣意書A第七点(審理不尽の主張)について

第八 結語

本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人両名の負担とする。

由

本件各控訴の趣意は、被告人両名につき、弁護人小西武夫外一四名共同作成名義 の控訴趣意書、弁護人池宮城紀夫外五名共同作成名義の控訴趣意書並びに同共同作 成名義の控訴趣意補充書及び弁護人葉山岳夫作成名義の控訴趣意補充書二通(昭和 六一年五月二七日付、八月七日付)各記載のとおりであり(以上を順次控訴趣意書 A、同B並びに控訴趣意補充書C、D、Eと略称する。)、これに対する答弁は、 検察官川瀬義弘作成名義の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

第一 控訴趣意書A第一点について

はじめに

所論は、原判決が本件に適用した破壊活動防止法(以下破防法と略称する。)は 治安維持法及び団体等規制令を引き継いだもので、その制定及び運用には重大な憲法違反があるというのである。しかし、そのうち次の(二)以外の主張は、結局、本件の具体的事件を離れて、抽象的に、破防法が全体として或いは個々の条項において、違憲であると主張するか(例えば同法がいわば戦時特別刑法として憲法九条に対して、 に違反するとか、破防法の団体規制手続や本件に適用されていない四二条、四三条の罰則規定が憲法三一条その他に違反するとする点)、または後掲第二以下の各主張と同趣旨のことを序論的に主張するかであるから、これらに対しては当裁判所の 判断を特に示す必要はないものと認める。 (二) 破防法が憲法一九条に違反する

破防法が憲法一九条に違反するとの主張

、要するに、破防法の保護法益は内乱罪の保護法益と同一であつて、同法 の立法目的も結局は内乱の事前規制にあり、したがつて実行行為の前段階的な言論の規制、すなわち独立の教唆・「せん動」等の処罰を目的としており、それは反政 府・反権力的思想、とりわけ共産主義的思想を規制するものであるから、思想信条 の自由を保障した憲法一九条に違反するものであるのに、これを合憲と解した原判 決は法令の解釈適用を誤ったと主張するものである。

しかしながら、破防法は、原判決も「弁護人の主張に対する判断」の冒頭において判示しているとおり、あくまでも議会制民主主義体制に対する暴力主義的破壊活動を規制する目的で制定されたものであり、このような破壊活動と無関係な反政 府・反権力活動、特に共産主義的活動を規制するものでないことは同法一条の目的 規定により明らかなところである。そして、この場合における刑事規制は、いずれ も特定の政治目的をもつてする暴力主義的破壊活動としての教唆・「せん動」等。 あくまで外部にあらわれた行動で、しかも一定の秩序侵害行為を誘発するものに限 定してこれを対象としており、個々人が或る種の政治目的を有していること、すな わちその保有する思想自体を問題としているものでないことは絮説を要しない。

以上説示のとおり、同法が共産主義的思想を罰するものであるとする所論は、いかなる意味においても首肯できない。所論は、破防法制定の経緯において共産主義団体が団体規制の対象となり易いと論ぜられ、またその状況にあると見られる記能が多かつたことから、すでに制定され客観的存在となつた同法につき、独自の認識のもとに違憲を主張するものというほかない。同法は少しも憲法一九条に違反するものではなく、これと同旨の原判決の説示部分に何らの誤りは認められない。(ただし、原判決は破防法が行為としての教唆・「せん動」等を処罰するものであるだし、原判決は破防法が行為としての教唆・「せん動」等を処罰するものであるだし、原判決は破防法が行為としての教唆・「せん動」等を処罰するもがのよれないであるが、同条との関係についてはさらに別個の考察を要すること次の第二において説くとおりである。)

第二 控訴趣意書 A 第二点及び第四点(一、三の 1 ないし3 、 4 (一))について

所論は、破防法四〇条の「せん動」罪は憲法二一条一項に反する違憲無効の規定であるのにこれを合憲とし、また、同条項についてこれを抽象的危険犯の規定と解した原判決は、法令の解釈適用を誤つたと主張するものである。この所論は種々の角度から展開されている。そこで、まずはじめに、右「せん動」罪と憲法二一条一項との関係について当裁判所の基本的見解を明らかにし、次いで所論に即し若干の追加説明を行うものとする。

(一) 当裁判所の基本的見解

〈要旨〉およぞ近代国家にあつて、団体または個人活動として国家社会の基本秩序を暴力的に破壊しようとする行為〈/要旨〉に対しては、自衛措置としてその初期の段階において、団体については必要な行政的措置を、個人については刑罰的規制をある。そしてこの破防法にあつては、政治目的をもつてする一定の違法行為の予備、とは、教唆、「せん動」やその行為の実行を主張する文書活動を処罰すべきものとは、教唆、「せん動」やその行為の実行を主張するとともに伝播性が強く、共の安全に対する影響力が他の犯罪の場合とくらべてきわめて大きいので、公共の安全に対する影響力が他の犯罪の場合とくらべてきわめて大きいので、公共の安全を守るため、かなり事前の段階で防止されるべき必要性があるからだと考えている。しかし、これらの教唆・「せん動」または文書活動は、いずれも違法であの促進に向けられているとはいえ、言論活動の本質をそなえているので、憲法の基本的人権の保障、わけても憲法二一条一項の表現の自由と密接なかかわりもも、

界については破防法制定の前後の過程で多くの論議がなされ、またその後も、講学 上ないし裁判実務上しばしば問題視されできたところであつた。そしてこの間にあ つて、アメリカ国憲法判例の研究を通じて得られた表現犯罪についての諸種の制約 基準がわが国のそれについての制約基準としても紹介提唱されることが多かつたの 議の焦点となつている。ところで、このような制約基準としてあげられるもののうち最も人口に膾炙しているものとしていわゆる「明白かつ現在の危険の原則」があ る。これは、かつてアメリカ国連邦最高裁判所において採られた制約基準の一つであり、わが国でもこれを基調にした裁判例も少なからず見受けられた。しかし、こ の基準はアメリカ国において若干の盛衰を経ている。そして、政治的言論の制約に ついて、昨今では、右原則と、言葉の「せん動」性を重視するいわゆる「せん動」 理論とを組み合わせたともいうべきブランデンバーグ原則(一九六九年のブランデ ンバーグ対オハイオ事件においてアメリカ国連邦最高裁判所が判示した「憲法にお ける言論の自由及び出版の自由の保障は、州に対し、暴力の行使や違法行為の唱道 を、かかる唱道が、さし迫つた違法行為をせん動し、もしくは生ぜしめることに向けられており、かつ、かかる行為をせん動し、もしくは生ぜしめる可能性がある場 合を除き、禁止することを認めていない。」との原則)が新しく注目されていると いわれる。そしてこの原則の核心は、憲法上禁止できる唱道の範囲を「さし迫つた違法行為のせん動」であつて、少なくとも「せん動」の効果発生の「可能性のある 運法行為のせん動」であって、少なくとも「せん動」の効果発生の「可能性のある(belikelyto)もの」に限定した点にあると解することができると考えられるが、いずれにしてもこの原則は、弁護人の消極的評価(当審弁論要旨三二頁)にもかかわらず、彼我の国情の差を超え、わが国における表現犯罪の解釈に当たってもされるで、彼我の国情のをというでは、であるう。

しかるに、破防法四〇条の「せん動」罪については具体的危険犯と解し得ないこと、したがつてまた実質的に理解される抽象的危険の発生を必要とする危険犯と解すべきことは後に詳説するとおりである((二)2)。このような当裁判所の見解は、おそらく前記ブランデンバーグ原則と結果的にさほど逕庭あるものではないと思われる。かくして当裁判所は、表現犯罪に対する公共の福祉による制約については、叙上のような刑法理論上の危険概念の適用を考慮すべきものとし、そのうえでならば、破防法の右「せん動」罪は表現の自由と公共の福祉の間に適切な調和を保ち、憲法二一条一項に反しないものと考える。

(二) 追加説明

1 「公共の安全」は保護法益たる適格性はなく、「せん動」によつて法益侵害をもたらす危険はないとの主張について

「1」 所論は、破防法四〇条の「せん動」罪の保護法益とされている「公共の

安全」の内実は、本件に即して見れば、単なる機動隊支配の保護ないし官憲の安全以外には考えられないと主張する。しかし、本件で適用されている破防法四〇条三号に限つてみても、警察機動隊その他の官憲の安全だけが保護の対象に据えられているものではない。被告人らの「せん動」するような違法行為(騒擾、公務執行妨害)の態様は現実的にはこれを制圧しようとする機動隊等との直接対決たる場所を呈するものと思われ、したがつて「せん動」の段階で犯罪の成立を認めることははの機動隊等を事前に保護する結果となる一面があるとしても、右条号による保護の機動隊等の安全をも一部において包摂しつつ、これを超えて、それらの違対象は、機動隊等の安全をも一部において包摂しつつ、これを超えて、それらの違法行為が惹起される可能性によって脅やかされる秩序の平穏自体、すなわち公共の安全であって、これが重要な法益であることはいうまでもなく、したがつてこれ対し保護法益としての適格がないというのは所論の独断といわざるを得ない。

「2」 次に、所論は、「せん動」によつては法益侵害の危険はないと主張する。そして、その主たる根拠は、公共の安全の侵害・危険をもたらすものは、被「せん動」者の実行行為であるべきところ、「せん動」の段階では、被「せん動」者が実行行為に出る決意をするか否かは独自の自我をもつその者の自己決定のみにかかることであるから、未だ法益に対する危険発生の蓋然性判断をなすになじまない、というのである。

2 原判決が「せん動」罪を抽象的危険犯と解したのは誤りであるとの主張について

所論は、破防法四〇条の「せん動」罪はそもそも違法類型たり得ないものであるから、原判決がこれを抽象的危険犯であるとしたのは誤りであると主張し、同罪については法益侵害の危険を擬制している抽象的危険犯と見る見解も、また或る程度の危険の発生を必要とする抽象的危険犯と見る見解も、さらに具体的危険犯と見る見解もことごとく否定されるべきであるとする。

思うに、所論が右「せん動」罪が違法類型たり得ないとするのは、主として上記 1「2」の主張を根拠とするものである。しかし、この主張が採り得ないものである。しかし、この主張が採り得ないものである。と前述のとおりである以上、右所論は全く理由を欠くといわざるを得ない。それでは右「せん動」罪はいかなる性質の「危険犯」と解すべきかであるが、ない。すなわち、ここで考えられている公共の安全に対する具体的危険とは、「せん動」の対象となつている違法行為の実行行為に近接した状態において生じる性のものであるが、法はこの「せん動」(及び教唆)を実行行為のかなり以前においるのあるが、法はこの「せん動」(及び教唆)を実行行為のかなり以前において地であるが、法が同罪を独立罪とした立法趣旨に照らせば、「せん動」の行るを、その志向する各違法行為実行の気運が現実に熟成するまで可罰性なしとして 放置しようとする趣旨であるとは到底考えられない。したがつて、この罪の成立に公共の安全を侵害する危険が具体的に生ずることは必要でないと解するのが相当である。しかしながら、ひるがえつて考えるに、かかる「せん動」罪は、他人の意思と行為を媒介としてはじめて公共の安全の具体的侵害があり得る性質のものであるから、その可罰性獲得のためには「せん動」が右の侵害と全く断絶するものであつてはならず、しかもこの罪は憲法二一条一項の保障する表現の自由と密接なかかわりがあるのであるから、その成立には既述のように少なくとも実質的に理解される抽象的危険の発生は必要と解される。

まるのとも、右「せん動」罪については、法は「せん動」の語意に関し特に定義規定を設けているので、この定義に沿つて解釈される構成要件に該当する限り、上での意味の抽象的危険は原則として認められるといつてよい。しかし、そのような要件に一応は当てはまる場合でも、「せん動」の内容が荒唐無稽的なものである場合はむろんのこと、例えば単純な昂奮のうえで不用意に口走つたようなもの、「せん動」の対象行為がさし迫つていない遠い将来に向けられたもの、「せん動」の相手方やそのなされた四囲の条件上およそ「せん動」内容が実現不能と見られるの特である場合には、公共の安全に対する抽象的危険すら存在しないと考えられるのような場合には、「せん動」罪は成立しないと解すべきものと思料される。このことは、「せん動」罪の成否の認定上、およそ一般的に公共の安全に対し危険を生ずるものではないとの反証を許すことを意味する。

ところで、「せん動」罪を右のような、実質的に理解される抽象的危険の発生を 必要とする危険犯と考えるについては、同種犯罪類型に対する最高裁判例との関係について留意しておく必要がある。しかるところ、「イ」最高裁昭和四五年七月二日大法廷判決(刑集二四巻七号四一二頁)は、破防法三九条及び四〇条の予備または陰謀罪の成立について、それらの行為が「社会的に危険」なことを要件としてい ると思われるが、ここでいう社会的危険とは叙上の意味での抽象的危険と同義では ないかと推量されないではない。しかし他方、「ロ」昭和二七年八月二九日第二小 法廷判決(刑集六巻八号一〇五三頁)は、地方公務員法六一条四号の「そそのか し」罪について「(怠業的行為の) 総慂によつても怠業的行為の起る危険が全くないような場合には、犯罪を構成しない」と述べており、また、「ハ」昭和四八年四月二五日大法廷判決(刑集二七巻四号五四七頁)は、国家公務員法一一〇条一項一七号にいう「『企て』とは、違法行為の共謀、そそのかし、またはあおり行為の遂 行を計画準備することであつて、違法行為発生の危険性が具体的に生じたと認めう る状態に達したものをいう」と述べる一方、「二」昭和五一年五月二一日大法廷判 決 (刑集三〇巻五号一一七八頁、特に一一九〇頁) は、「国公法や地公法各規定にいう争議行為の遂行の共謀、そそのかし、あおり等の行為は、将来における抽象 的、不確定的な争議行為についてのそれたけではなく、具体的、現実的な争議行為 に直接結びつき、このような争議行為の具体的危険性を生ぜしめるそれを指す」と 述へており、いずれも、最高裁判所が、一般に、そそのかし(教唆)またはあおり(「せん動」)に当たる罪をいわゆる具体的危険犯に属すると解している先例の如く指摘されることがある。しかし、「ロ」判決にいう「危険が全くないような場合 合」とは、およそ抽象的危険すら感じさせないような場合と解する余地もある。 して「ハ」判決は、「企て」罪については上記の如く判示するものの、「あおり」 罪自体については危険性が具体的に生じることを要件とするものかについては何ら 言及しておらず、さらに「二」判決は、判文中「一2地公法六一条四号の罰則の合 憲性」の項においては上記の如く判示するものの(上記判例集一一九〇頁) 3本件地公法違反罪の成否」の項(上記判例集ーー九二頁以下)においては被告人 らの「あおり」行為が争議発生の具体的危険を生ぜしめたかどうかの判断を何ら加 「ハ」「二」両判決の真意が「あおり」「そそのかし」罪を具体的危 険犯と解しているのかは必ずしも明らかとはいえない。しかも、仮りにこれらの判 決が国公法または地公法の争議行為に対する「あおり」「そそのかし」罪についてはこれを具体的危険犯と解していると見るとしても、この場合の「あおり」「そそのかし」は、違法ではあるが犯罪とはされていない争議行為に向けられているため、このような「あおり」「そそのかし」罪が可罰性をもつには争議行為発生の抽象を含まれる。 象的危険では足りず、争議行為発生の気運が現実に熟成すること、すなわち具体的 危険の発生を要するものとしたと限定して考えることも可能である。いずれにして これらの判決は争議行為以外の「あおり」罪等には妥当しないのではないかと 思料され(例えば、最高裁昭和五三年五月三一日第一小法廷決定・別集三二巻三号 四五七頁は国公法―――条所定の「そそのかし」罪について結果発生の具体的危険

性を要求していない。)、その余の最高裁判例の系譜を慎重にたどつてみれば、最高裁判例が一般に独立罪としての「せん動」(あおり)、教唆(そそのかし)罪を具体的危険犯と解しているとは到底断言できない。 かくして、破防法四〇条の「せん動」罪については、具体的危険犯ではないが、

かくして、破防法四〇条の「せん動」罪については、具体的危険犯ではないが、 叙上の如き実質的に理解される抽象的危険の発生を必要とする危険犯と考えるべき である。(もつとも、本件においては、被告人らの演説の内容自体及びこれに付随 する諸事情、特に聴衆の敏感な反応状況及ひ聴衆中の少なからざる者が右演説に触 発されて被告人らの属するG派による四・二八闘争に参加したと推認される事実等 ((後述第五(四)参照))を勘案すれば、被告人らの演説が公共の安全に対し 質的に理解される抽象的危険はもとより、具体的危険をも発生させるものであつた と認められ、その意味では、本件に関する限り危険の性質をとりたてて論議すると 益はないかの如くである。しかし、破防法四〇条の「せん動」罪の成立にいかる 程度の危険の発生を必要とするかを論ずることは、同罪の適憲性の画定そのものを 意味するといつてよく、したがつてこの点に関する正確な解釈はむしろ不可欠であ ると考える。)

この点に関し、原判決は、「せん動」罪は「具体的危険ではなく抽象的危険犯と解される」としつつも、「本件においては、公共の安全を侵害する危険が一般的に存在していたことを十分認めることができる」と説示している。そこで、その行文は所論指摘のようにやや明快を欠くうらみがないでもない。しかし、結論的には当裁判所の叙上の見解と同一の立場にあると見るのを至当としよう。してみれば、右の原判示を誤りとする所論には結局賛し得ないといわなければならない。

以上、(一) (二) に詳述のとおり、原判決の憲法二一条一項違反を主張する所論は理由がない。

第三 控訴趣意書A第三点及び第四点の二について

所論は、破防法四〇条の「せん動」罪は憲法三一条との関係において二つの面から違憲性が問われるべきであるとする。

(一) 構成要件が明確性を欠くとの主張

所論は、破防法四〇条の「せん動」罪の規定は、構成要件があいまい不明確で罪刑法定主義に反し、憲法三一条に違反した無効の規定であるのに、原判決が、右四〇条の構成要件は「一般人の判断能力をもつて十分理解することができる」とし、それ以上の納得できる説明を加えることなく、漫然本件について同条を適用したのは、法令の解釈適用を誤ったと主張するものである。

そこで案ずるに、原判決及び所論引用の最高裁昭和五〇年九月一〇日大法廷判決 (刑集二九巻八号四八九頁)によれば、或る刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲 法三一条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人 の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を 可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによつてこれを決定すべきものと されるのであるが、このように法文の明確性を判定する基準を一般人の理解に置く のは、法が(裁判規範たる面をもつほか)国民の行為規範たる面をももち、一般人 にその行動の具体的限界を知らしめ、行動の自由を保障するためである(右判決の 団藤裁判官補足意見参照)。しかるに、破防法四〇条の「せん動」罪の規定は、そ の構成要件とされている「目的」の語意についても、「せん動」の語意について も、また「各号の罪」の語意についても、他の諸法律の法文を理解できる通常の知 性の持ち主ならば一応その内容を把握できる程度に明瞭であり、常識的に犯罪の成 否を識別し得る記述が行われているといわなければならない。特に「せん動」につ いては、四条二項に定義規定が設けられており、これは従来確立されていた判例の 定義をほぼ踏襲したものて、この定義づけが漠然としているものということはでき ない(旧地方税法一二条一項の「煽動」についての最高裁昭和三七年二月二一日大 法廷判決・刑集一六巻二号一〇七頁、国家公務員法一一〇条一項一七号の「あお り」についての同昭和四八年四月二五日大法廷判決・刑集二七巻四号五四七頁参 照)。もちろん、右「せん動」を含め、構成要件の各文言ともその適用場面におい で全く異義を許さないものとはいえないであろうが、これは元来法文が或る程度抽象的な言葉や価値概念を用いて規定される以上やむを得ないことであり (特に「せ ん動」はいわゆる規範的構成要件要素に属し、その色彩が強い。)、その確定は通 常の用語例や立法意図の客観的把握その他の方法による解釈作業によつて補われる べきである。しかし、このように「せん動」罪の構成要件に解釈の余地を残してい るとしても、その文言が国民に対し政治的言論をなすうえでその去就を迷わせ、或 いは法適用の任に当たる者に対しその恣意を軽々に許すほど明確性を欠いていると

は到底考えられない。したがつて、「せん動」罪の構成要件につき、一般人の判断能力をもつて十分理解できるとした原判決の説示は少しも誤つていない。

いずれにしても、破防法四〇条の「せん動」罪の構成要件が明確を欠き、憲法三一条に反するということはなく、したがつて所論は採用できない。 (二) 「せん動」の成否に関する判断の手法が誤つているとの主張

(二) 「せん動」の成合に関する判断の手法が誤っているとの主張 所論は、「a」「せん動」罪における「せん動」の定義とされている「勢いのあ る刺激」という概念は本来立証不可能であると主張するとともに、「b」原判決が 本件各演説が「せん動」罪に当たるか否かにつき、演説内容のほか演説外の事情を も総合して判断すべきものとしたのは罪刑法定主義が明確な構成要件定立を要求し ている意義を没却するもので、憲法三一条に違反する判断手法であると主張するも のである。

思うに、所論が、「勢いのある刺激」について立証不可能であるとする理由は、これを立証しようとすれば「せん動」行為のあつた際における聞き手多数人(聴衆)それぞれの理解過程をくまなく明らかにしなければならないはずであるところ、これは物理的にも論理的にも不可能なことであり、したがつてかかる構成要件は不明確で厳格な証明の対象たり得ないということ(弁護人の原審弁論要旨一七一頁)を論拠としているように解される。しかし、「せん動」の語意が明確性を欠くといえないことは(一)で詳述したとおりであり、「勢いのある刺激」を含め「せん動」の証明方法が所論のいうような限定的なものでないことは以下に説明するとおりであるから、所論「a」の見方は首肯できないところである。

次に、原判決が「本件各演説が『せん動』罪を構成するかどうかを判断するに当

このような総合判断の手法について、所論が罪刑法定主義に反するという主な理由は、それを拡張的に用いる場合罪刑法定主義の禁ずる類推解釈を持ちこむに等しいこととなるという点にあると解される(当審弁論要旨五三頁)。しかし、元来、類推解釈は構成要件の外延を拡大することであり、他方、総合判断の手法は構成要件の内包するところを確認する作業であつて、両者には本質的な差異がある。したがつて、所論は純理論上の主張というより、むしろ安易な総合判断を戒める事実判断上の警告として理解するほかないように思われるが、原判決の認定に具体的に罪刑法定主義をくぐり抜けるような判断手法があつたとは毛頭うかがえないので、いずれにせよ「b」の所論も採るを得ない。

結局、原判決に憲法三一条違反の判断手法があつたとの所論は全く理由がないに帰する。

(一) 思うに、破防法四〇条の「せん動」罪が成立するには同法所定のいわゆる政治目的の存することが必要であるから、一般に演説内容が同条の対象となる場合には、その内容が政治目的をもつてなされたものであるかどうかを判定するにつき内容に立ち入つて吟味すべきことはいうまでもないが、しかし、さらに進んでいの内容の真否ないし当否に至つては、全く構成要件該当性の判断上の対象ではないと解される。すなわち、同条は、いかなる立場の政治的意見であれ、政治目的をもつて一定の違法行為の「せん動」等をなした場合ひとしくこれを罰することとているものであるからである。したがつて所論が、被告人らの本件演説内容は政治演説として正当性、公益性をもつものである旨幾ら強調しても、それだけでは同演説の構成要件該当性を否定する論拠とはなり得ない。

(二) 次に、原審及び当審にあらわれた証拠により、本件につき違法性を阻却

する事由が存するか否かを審究する。

本件当時(昭和四年四月ころ)、折から同四五年に迫つた日米安保条約の改定期を目前に控え、時間に控え、沖縄施政権返還の対米交渉が強く推進さを廃した。この沖縄返還は戦後長年にわたつて存続してきた米国による沖縄統治を廃し、沖縄を本土に復帰せしめようとするもので、多くの沖縄県民の悲願であるをとり、「戦後」の終焉をはかるの事とともに、平和裡に占領地の返還を実現し、「戦後」の終焉をはかるで、自政治史上の画期的出来事として、核の有無も不確かな米軍軍事も、その存のといるである、本土内でも熾烈ないとする反対の意見ないし運動も、では国会における審議の重要課題であった。この間にあって、被告人らの属する人における審議の重要課題であった。この間にあって、被告人らの属するとは国会における審議の重要課題であった。この間にあって、被告人らの属するとは国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における審議の重要課題であった。
は国会における事は、安保改定、沖縄返還交渉の廃絶を唱えていたが、被告人らの本件各演説は同年四月に予定されていたいわゆる沖縄闘争に向けられてなされたものであった。

ところで、で、 で、被告人らの演説の内容は原判決の認定するというで、 で、被告人らの誤りはない。)、では原判決の認定を表の「せん動」のであるところで、 で、で、で、であるところの演説はない。)、である。 のであるところの演説はない。)、である。 のであるところの演説における諸般のである状態でのであるところの演説「不正の侵害」の信任を受けてある状態できない。 で、大きない。すなわち、国会の、したがつることはであるにといてあるとはである。 であるであり、国会のであることはであることはである。 であるであいに違法なのでは、 であるでは、 のでの、 のであるには、 のでの、 のである。 である。 でのる。 での。

所論は、なお、抵抗権の主張をしている。なるほど、国家権力による極端な不法が行われ、法的手段を通じてはこれを除去することのできない場合とされる民意といる。なるほど、国家権力による極端な不法に、というな場合とはないのできないはないのできない。と思れて抵抗権を認めるべきかは法学ではないかと思料される。というな場合ではないがは、この抵抗を関係して、は、この政治の政治の政治であり、いっては、この理論が裁判上通用に耐え得る理論とは未だ考えられない。そして、いっては、近の理論が裁判上通用に耐え得る理論とは未だ考えられない。そして、いって、抵抗をの理論が裁判上通用に耐え得る政府の沖縄政策の是非は、ののである。したがもないといる意思しがたいとして、抵抗権やまた正当防衛行為の名のもとにがよるである。というな暴力の行使を慫慂するがいところである。

(三) 他方、本件を事後の結果から追想すると、被告人らの本件各「せん動」 行為は、四・二八沖縄闘争(原判示罪となるべき事実第七参照)に参加した者に多 大な影響力を与えたものと推認される(後述第五(四)参照)。この意味で、本件 はいわゆる「失敗に終つた『せん動』」ではない。そこで、前述(一)(二)から うかがわれるような被告人らの本件行為の動機、態様、四囲の情勢等に、右にあげ たような影響力の重大性をも加えて考察するとき、被告人らに正当行為、可罰的違 法性、超法規的違法阻却事由等の理論による違法阻却を認める余地は全くないと断 ぜざるを得ない。

一要するに、被告人らの本件所為が不可罰であるとする弁護人の主張はすべて理由を欠く。

(四) 所論はなお、原判決は弁護人の犯罪成立阻却事由の存在についての主張に対し刑訴法三三五条二項の規定による判断を示さなかつた違法があるという。なるほど、弁護人らは原審において、沖縄問題をめぐる本件当時の情勢、四・二八沖縄デー闘争の必然性・不可避性、被告人らの演説内容が正当な意思表明であること等について詳細な弁論を行つているが、しかしそれは本件演説が正当防衛に当たる

とか抵抗権に基づくとかの意味に理論構成して主張しているものとは理解できないことは、その文脈上明らかといわなければならない。

(右のような沖縄問題をめぐる弁護人の主張は、当審に至つて漸く刑訴法三三五条二項の主張として整理されたに過ぎない。)そして記録を精査しても他に違法阻却事由等の主張をした事跡はうかがわれないので、原判決が刑訴法三三五条二項による判断を示さなかつたことに何らの違法はない。

第五 控訴趣意書第五点について

所論はほぼ六点にわたり原判決に事実の誤認があると主張する。

(一) 「背景事情」に関する事実誤認の主張

所論は、原判決が本件演説の背景事情として認定したところ(弁護人の主張第六に対する原判示部分)は、「a」当時展開された一連の反政府的政治闘争の暴力面のみを抜き出して羅列し、それらの闘争に至つた根本的原因がF政府の安保・沖縄政策の破綻矛盾にあることを看過し、「b」政府側の権力行使を正当であるとする一方的治安的観点に立つた事実認定をし、「c」右政治闘争と本件「せん動」との論理的関連についての説明を欠如した判示をなし、「d」「突撃隊、ゲリラ隊等の部隊編成をすることにより組織化し」、「劇薬等を使用し」等と証拠に基づかない認定をなすなどの点において事実誤認をおかしていると主張するものである。

しかし、所論指摘の原判示部分は、本件各演説が特定の犯罪行為に対する「せん動」としての具体性を欠くとの弁護人の主張に対し答えるに際し、原判決が、「せる動」の認定をなすには演説者たる被告人の所属する団体の政治目的、闘争方部との見解(弁護人の主張第五に対する原判示部分参照)のもとに、被告人らの所属した団体がこれまで実際に敢行してきた闘争を、必要にして十分な限度で客観的に叙述したものと認められる。そしてそこで客観的に叙述したものと認められる。そしてそこで事がである。と同時に、大規模、これのであったとは疑いなである。と同時に、これの主張といるとのであったというべきはもちろんである。と同時に、「重要ないとのであったというべきはもちろんである。と同時に、「重要ないにもないである。と同時に、「重要ないにもないのである。と同時に、「重要ないにもないのであったといるとのである。と同時に、「自要ないにもない、「も」の主張)は、余りにもその立場に偏した主張と評するほかない、「も」の主張)は、余りにもその立場に偏した主張と評するほかない。

なお、所論「d」にいう原判示部分は、被告人らの所属する団体が採つた闘争手段を例示するものであるが、その編成部隊がいくつかに分かれていて、突撃隊的役目をもつもの、別動隊としてゲリラ的役目をもつもの等があつたこと(このうち、突撃隊については原判示第四に摘示されているとおり被告人Q1の演説にもあらわれている。)、その用いた武器類に農薬等の劇薬に属するものがあつたことは、当時の一般市民が主として多くのマスコミ等の一致して報道するところによつて認識していて、いわゆる公知の事実となつていたものということができ、これに反する証拠もないことから、原判決の上記例示を誤りとすることはできない。

(二) 「被告人らの地位」に関する事実誤認の主張

所論は、原判決(弁護人の主張第五に対する原判示部分)は、被告人らの地位を「せん動」認定の根拠としているが、これは根拠とすべからざるものを根拠とした誤つた認定で、「せん動」処罰に籍口して組織そのものを処罰する違法をおかすことにほかならないと主張するものである。

しかし、一般に、或る団体内において幹部的地位にあることは、その者の活動歴、能力等が団体内で高い評価を受けていることを示すとともに、同じ団体内ではいることを表すして、同じ団体内であるととものである。したがの影響力を行使し得る力量を実行することを推察させるものである。したがつて、他人に対しな夢いのある刺激を与えるという「せん動」の定義の充足性を実するについて、当時でもないのあるが現らい。原判決の判示はこの理を明らかにしたまでのことでもないし組織自ない。原判決の機関ないし幹部を罰することによりその団体ないし組織自ない。原判決の機関ないし幹部を罰することによりを侵すものだとかまままであるのだとか、憲法二一条一項の「結社の自由」を侵すものだとかまり、原判決るものだとか、憲法二とはもとよりである(前述第三(二)参照)。原判決る理由とされるべきでないことはもとよりである(前述第三)の参照)。原判決に事実認定のうえでも、法令適用の点でも、何ら誤りは認められない。

(三) 「本件各集会の性格」に関する事実誤認の主張

所論は、原判決は、本件演説の行われた各集会がそれぞれ独自の目的・性格をも

つた集会であるのに、その独自性を意図的に無視し、画一的に、しかも「G派主催」として描こうとした点において事実誤認をおかしていると主張するものである。

しかし、原判決は本件各集会(四・一七H公会堂集会、四・二〇I公園集会、同日のJ公園集会、四・二四K区民館集会)のそれぞれにつき、日時、場所、集会の名称ないし時期、主催者を個別的に挙示し、かつこれらのいずれもが共通して四十八沖縄闘争を射程内に置いたものであることを明らかにし、もつて各集会の目的・性格を十分具体的に判示している。もともと、このような集会の態様を判文上記述するのは、犯罪の日時・場所・方法の特定、及び演説が「せん動」に当たるか記述するのは、犯罪の日時・場所・方法の特定、及び演説が「せん動」に当たるかいの総合判断上重要な意味をもつからと解されるが、原判文はその要請を充たしていると見られ、これを画一的とか不足過ぎるとか難じるのは当たらないといわなければならない。なお、原判決が右各集会についてこれを「G派主催」である旨表現している箇所は皆無である。いずれにしても論旨は理由がない。

(四) 本件演説における「聴衆」に関する事実誤認の主張

所論は、本件各集会の聴衆は原判決挙示の被告人らの各演説内容をどのように理解したのか不明であるのに、原判決がその演説をもつて「せん動」、特に「勢いのある刺激」に当たると認定したのは誤りであると主張するものである。

(五) 本件演説の「全体像が正しく認定されていない」との事実誤認の主張 所論は、原判決は本件演説を片言隻句に分解して全体として見なかつた結果、こ の演説が政治思想の表現である本質を看過し、敢えて「せん動」に当たる旨付会認 定した違法をおかすものであると主張するものである。

たしかに、被告人らの本件各演説は政治的主張を盛つた一種の政治思想の表現の範疇に入るべき面をもつていたことは否定できない。しかし、被告人らはそのような政治的主張をなすに当たり、その貫徹の手段として破防法四〇条の「せん動」罪に該当する発言を行つたものであつて、原判決はこの発言に焦点をあてつつ同罪の構成要件事実として必要な部分を摘記判示したと認められ、したがつて、ことら演説の片言隻句のみをとりあげているものではないし、演説の趣旨を曲解しているとも思えない。所論は、被告人らの演説を全体として見れば「せん動」性はないとも思えない。所論の成り立つ余地はないといわなければならない。

(六) 本件演説「内容」に関する事実誤認の主張

所論は、原判決は本件演説内容を認定するに当たり、検察官立証のみを採用し、 独断と偏見をもつて、一方的かつ歪めた認定をしていると主張するものである。 しかし、

「1」、四・一七H公会堂における被告人Q1、同Q2及びQ3の各演説内容の主要部分は、原審証人Q4及び同Q5がこれを記銘し、それに基づき証言しているところであり、原審弁護人側証人Q6の証言も右証言を裏づけている。

「2」 四・二〇I公園における被告人Q2の演説内容の主要部分は、原審証人Q7、同Q8が記銘(Q7はメモも併用)したところに基づく証言及び録音テープ (当庁昭和六〇年押第二一七号の一六)によつて明らかにされている。

「3」 四・二〇J公園における被告人Q2及び同Q1の演説内容の主要部分

は、右Q7、Q8両証人の記銘したところ(被告人Q2の演説についてはQ7がメモも併用)に基づく証言によって明らかにされている。

Г4] 四・二四K区民館における被告人Q1の演説内容は、原審証人Q9の記 銘に基づく証言によつて明らかにされている。

右に掲記の各証人(Q6を除く。)はなるほどいずれも警察官である。このた め、所論はこれらの者をスパイ証人だと誹謗するのであるが、しかし同人らは、各 集会における演説内容を確実に認識すべき職務を帯びて公開の集会場に平穏に立ち 入つていた者であり、その記憶の正確性はかなり高いものであつたと見られ、しかも、同人らは、或るときは二名同行して記憶を補正し合い(「1」「2」 「3」)、またメモをとり(「2」「3」。「4」の場合には直後にメモをと

る。)、録音を用いて(「2」)記憶保存の資とするなどの方法を講じていたので あつて、単に警察官証人であるとの一事によつてその信ぴよう力が否定されるよう なものではなかつたと考えられる。

原判決は、このような証拠に基づいて明らかになつている被告人らの演説内容中 から、前述の如く、「せん動」罪の構成要件事実として必要な部分を抽出摘記したものであり、その際、被告人らの演説内容を歪曲した疑いは少しも存しない。

これに対し、所論は、被告人らの演説の趣旨としてやや詳細な内容を挙げるので あるが(控訴趣意書A一四二頁——五一頁)、そのうち、四・一七日公会堂における被告人Q2の演説内容と主張されているところのみは(これは、前押号の符一二 号の「前進」四三一号登載の被告人Q2の演説内容とされているものと同趣旨のも のである。)、原判示部分と大方において一致している(ただし、「首都制圧」の言がない点を除く。)ものの、その余については「四・二八沖縄闘争」における闘争の手段方法を原判示各部分に比し相当程度に緩和した表現の仕方をしている。し かし、これを証拠立てるものとしては原審における被告人質問の結果があるだけで 他に補強するものとてなく、この結果をそのまま信ずるわけにはゆかない。(な お、弁護人は所論所掲の演説内容を当審において立証したいとして、当時の集会参 加者の証人尋問を請求した。しかし本件の時点から既に一三年弱を経過している現 在、前掲「1」ないし「4」の各証言以上の優良証言が獲得できるものとは到底思

以上、(一)ないし(六)に見たとおり、原判決に所論指摘のような事実誤認はなく、原判決が「罪となるべき事実」として判示した事実及び「弁護人の主張第六 に対する原判示部分」はすべて正当として是認し得るところである。

なお、右罪となるべき事実に摘示されている被告人の本件各演説内容中の「首都 制圧、首相官邸占拠」なる発言に関し、弁護人はこれを単なる政治的スローガンに 過ぎないという点(当審弁論要旨一二四頁。なお当審Q10証言参照)について言及しておくと、原審Q11証言からうかがわれるところによれば、「首都制圧、首相官邸占拠」とは、『直接行動』を所期し、その闘いは『機動隊と衝突する』こと を予測していたものと理解され、単なる政治的標語を超えて、むしろ四・ 戦術の実行目標を集約的に表現し、実力をもつてこれを実現することを呼びかける 具体的アピールと目すべきものであつたと思料される。現に四月二八日当日におい て、被告人らの所属するG派は凶器を所持して首都の各所にゲリラ的活動を展開 し、一部は首相官邸への乱入をめざしたものであつた(原判決罪となるべき事実第七参照)。したがつて、この発言内容は、被告人らの本件演説が「せん動」に該当 することを示す重要な事実であつたと認められる。

かくして、被告人らの本件演説については、その政治上の主義、施策を推進し 政府の施策に反対する政治目的のもとに、警察官に対し凶器を携え多衆共同して行 う公務執行妨害罪及び騒擾罪を実行させることを意図して行われたものであるこ と、その内容は聴衆に対し右両罪を実行する決意を生ぜしめまたは既に生じている 決意を助長させるような勢いのある刺激(すなわち「せん動」)に相当するもので あつたこと、そしてその演説の結果はいわゆる公共の安全を害する危険が一般的に 発生すると見られる状態であつたこと、がそれぞれ認定されるものである。

所論は失当である。

第六 控訴趣意書A第六点について

所論は要するに、原審裁判長の訴訟指揮には、以下(一)ないし(六)記載のと おりの訴訟手続の法令違反があるので原判決の破棄は免れないというものである。 思うに、所論は一見「裁判長の訴訟指揮」のみを云為するようであるが、その内 容は「裁判所の措置」に及ぶものもあるので、論点に即しつつ、原審における裁判 所または裁判長の措置に何らの違法も存しないことを以下に分説する。

(一) 原審第一五二回公判における原審裁判長の訴訟指揮が違法であるとする 点

所論は、「1」原審裁判長は原審第一五二回公判において、上原証人の取調後、 弁護人が採用を求めた他の証人の取調に入ることなく、いきなり沖縄関係証人尋問 調書の取調と次回以降の(相)被告人質問の施行とを一方的に決定告知したのであ るが、このような訴訟指揮は弁護人側立証を著しく制限するもので刑訴法一条に違 反する、「2」原審裁判長は、右第一五二回公判において沖縄関係証人尋問調書の 取調につき、弁護人の意見を聞かないまま陪席裁判官に要旨の告知を命じたので、 これは刑訴規則二〇三条の二第二項に違反する訴訟手続であるとして弁護人が刑訴 法三〇九条にもとつき異議の申立をしたのに対し、原審は何らの決定をせず、違法 に訴訟手続を進行させた、というものである。

しかしながら、「1」裁判所が証拠調の範囲、順序、方法を定めるについては検察官及び弁護人の意見を聴くべきものではあるが(刑訴法二九七条)、必ずしものの意見に拘束されるというわけではなく、法令に特別の定めがない限り、裁判所が証拠自由な裁量に委ねられているところである。原審第一五二回公判において原審見に対し所である。原審第一五二回公判において原本のに当たとか権限を乱用したと見るべきかどは一切発見でずい。所論は単に原審裁判長に対し訴訟進行上抱懐した不満を訴えるものに過ぎず、採用の限りてない。次に、「2」原審裁判長が前記証人尋問調書の朗読を陪席立て採用の限りてない。次に、「2」原審裁判長が前記証人尋問調書の朗読を陪席裁判官に命ずるに当たり、検察官及び弁護人に対し意見を求めたことに記録上では記録していることも同様のは記録一三十八六丁、一三七九九丁)、また、弁護人の異議申立に対しては同様のよが時機に遅れた異議の申立であるとして直ちに却下する決定をしていることも同がである(記録一三八〇〇丁)。したがつて、原審の訴訟手続に所論「2」指摘のような誤りはない。

(二) 原審第一五二回公判調書を改ざんしたとする点

所論は、原審第一五二回公判調書の手続部分の記載は事実を正しく記載しておらずいわゆる改ざんが行われており、刑訴法四八条、刑訴規則四四条二項に違反するというものである。

しかし、そもそも改ざんとは、通常、字句などを不当に改め直すことをいうものであるところ、所論指摘の原審第一五二回公判調書の手続部分の記載に、右のような意味での改ざんが行われた形跡は全くない。

もつとも、同調書については、弁護人から「公判調書の記載に対する異議申立書」(昭和五九年八月二七日付)の書面が提出されるなどして、同調書手続部分のうちから三箇所を削除し、三箇所を訂正してほしい旨の申立がなされている。しかし、これに対しては、原審裁判長において「調書訂正の必要はないと思料する。」との意見を裁判所書記官をして公判調書に記載させていること(記録一四一四二丁)がうかがわれるところであつて、同調書の記載自体及び裁判長の意見を併せ考えればその記載が事実に反するもので法令に違反しているとは到底思料されず、所論は理由がない。

(三) 管轄移転の請求をしたのに公判手続を停止しなかつたとする点

所論は、弁護人は原審では公平な裁判を期待できないとして、刑訴法一七条に基づき東京高等裁判所に対し、昭和五九年一〇月一九日付で本件の管轄を那覇地方裁判所に移転する裁判を請求したのに、原審は訴訟手続を停止せず、同年一〇月二二日の公判期日における証人尋問を実施したが、これは、憲法三一条、同法三七条、刑訴法一七条、刑訴規則六条に違反するというものである。 記録(一四五〇〇丁以下)によれば、右一〇月一九日弁護人から所論指摘のよう

記録(一四五〇〇丁以下)によれば、右一〇月一九日弁護人から所論指摘のような管轄移転の請求がなされ、これが東京高裁第五特別部に係属したことは明らかであるが、しかし同日の段階において、次回公判期日は三日後の一〇月二二日に迫しており、他方、同請求については刑訴規則六条但書の適用を受けるべき場合であったと思料される。したがつて、原審が所論のように訴訟手続の停止をしなかったと思料される。したがつて、原審が所論のように訴訟手続の停止をしなかったとに何らの違法はない。まして、同請求は右公判期日の一〇月二二日に前記東京高裁第五特別部によつて却下され、その旨の決定書謄本は、同日午前九時四五分に主任弁護人に送達され(記録一四五二八丁)、当日の公判は同時刻以後に開廷されたことは明白であるから、訴訟手続の停止の如何はその後の公判手続の適法性に些かも影響を及ぼすものではないと見られる。所論は理由がない。

(四) 忌避申立をしたのに簡易却下したことが違法であるとする点 所論は、原審において弁護人が本件を審理した原審裁判長ほか二裁判官の下では 公平な裁判は期待できないとして昭和五九年一〇月二二日裁判官全員の忌避を申立てたのに対し、同裁判長がこれを簡易却下したのは、被告人、弁護人の正当な防禦権及び公平な裁判を受ける権利を踏みにじつたもので、憲法三一条、三七条等に違反するというものである。

なるほど、原審が右同日の第一五六回公判において弁護人の忌避申立に対し刑訴法二四条により簡易却下する旨の決定をしたことは所論のとおりであるか(記録一四五八二丁)、しかし、この決定に対しては、弁護人から即時抗告、次いで特別抗告がなされ、いずれも棄却され(記録一四六九四丁以下)、すでに違法でないことが訴訟手続上確定しているところであるから、本件控訴審において再び同様の主張をくり返すことは許されないといわなければならなける。所論は理由がない。

(五) 原審第一五六回公判調書を改ざんしたとする点

所論は原審第一五六回公判調書の手続部分には次のような改ざんが行われており、これは刑訴法四八条刑訴規則四四条二項に違反する、というものである。「1」管轄移転の請求の記載については、余りに簡略に過ぎ、裁判長や弁護人の発言が不当に削除され、さらに弁護人や被告人の発言の誤つた要約がなされている、「2」忌避申立部分の記載については、同申立のやむなきに至つた原審相被告人Rに関する「被告人質問打ちきり」という訴訟指揮に対する弁護人、被告人の真摯な意見が記載されていない、「3」裁判長の処分の原因となつた不規則発言の内容が記載されていない。

しかし、所論指摘の原審第一五六回公判調書の手続部分に前述の意味でのいわゆる改ざんが行われた形跡は全くない。ただ、右調書については、弁護人から「公判調書の記載に対する異議申立」の書面(昭和五九年一一月一一日付)が提出されているが、これに対しては、原審裁判長において「調書訂正の必要はないと思料する。」との意見を裁判所書記官をして公判調書に記載させていること(記録一四八〇四丁)がうかがわれる。

元来公判調書の作成については、刑訴規則四四条一項及び二項による所定事項につき裁判所書記官においてできる限り客観的に記載すべきものであるが、必ずしも逐一詳細たることを要せず、手続公証の役割を果たすに必要な記載をなせば足り、この点は裁判所書記官の健全な裁量に委ねられているものと考えられる。(ただし、裁判所法六〇条四項、五項の適用がある。)しかるに、所論指摘の「1」ないし「3」の点は、いずれも手続の進行を公証するのに必ずしも必要ではない旨裁判所書記官及び裁判長において判断したものと考えられ(上記裁判長の意見参照)、これを非とすべき根拠は特に見出せない。所論は独自の立場で詳細な記載を強調するだけで、根拠を欠くものである。

(六) 原審第一五七回公判以降の原審裁判長の訴訟指揮が違法であるとする点所論は昭和五九年一一月一二日の原審第一五七回公判において、原審裁判長は、の弁護人からの特別弁護人の選任許可申立とこれまでに取調が行われていなかた弁護人請求にかかる証拠のすべてを却下して証拠調を打ちきり、被告人、弁護人のいない法廷で検察官に論告求刑を行わせたうえ、弁護人の意見を聞かない弁護人のいない法廷で検察官に論告求刑を行わせたうえ、弁護人の同年一二月七日付の弁護、一方的に弁護人側の弁論期日を指定し、しかもその後の同年一二月七日付の弁護をの公判期日変更申請を却下し、これに対する弁護人の昭和六〇年一月一六日付原審裁判官全員に対する忌避申立をも簡易却下するなどしたが、原審裁判長のこれら裁判官全員に対する忌避申立をも簡易却下するなどしたが、原審裁判長のこれる表表である。

下)、原審決定は正当であるとして是認されているところである。 したがつて、所論指摘の原審裁判長ないし裁判所の措置は個々的に見ても、また 全体を通じて見ても、所論主張のような刑訴法一条や憲法三七条一項違背の点があ るとは到底考えられない。

所論は理由がない。

控訴趣意書A第七点について

所論は要するに、原審は検察官立証に比し、弁護人側立証を著しく制限規制したとし、原審は、「1」本件各集会における被告人らの演説が「せん動」罪たり得ないものであることを立証するため弁護人が請求した集会関係証人については、集会 の演説者二名、聴衆六名を採用したにとどまり、残り二二名を却下し、また「2」 破防法制定当時の国会審議状況や反対運動の経緯を通じて同法の全体及び「せん 動」罪の違憲性を立証するため弁護人が請求した違憲関係証人二一名については、 四名を採用したのみで、しかも国会議事録等の書証の申請をも却下し、さらに 「3」被告人らの本件演説の正当性を立証するため弁護人が請求した政治目的・沖 縄関係証人二八名については、僅か四名(うち沖縄関係は一名)を採用したのみ で、しかも沖縄関係の書証のほとんどを却下したが、このため原審における弁護人側反証はきわめて不十分にしか行われず、その結果被告人らの無罪の主張を裏づけるべき立証が不可能となったものであつて、原判決には審理不尽に基づく理由不備 の違法がある、と主張するものである。

思うに、事実審である裁判所が事件を審理するにあたつては攻防いずれの側にも 十分立証の機会を与えなければならないことはもちろんであるが、その場合証拠調 の限度をどのように定めるかは、受訴裁判所の事件に対する心証のいかんによる自由裁量の問題である。したがつて、裁判所は必ずしも当事者の請求した証拠のすべ てを取り調べる必要はなく、合理的な裁量の範囲内で証拠の取捨選択をすることが できるといわなければならない(最高裁昭和二四年七月二六日第三小法廷判決・刑 集三巻八号一四〇二頁参照)

本件において、原審は弁護人からなされた多くの証拠調請求を却下したことは所 論のとおりであるが、しかし、それらの証拠は当審の眼から見て、事件との関連性 を欠くかまたはきわめて薄弱と推認されるもの、事件の立証にあまり有用とは認め 難いもの、裁判所が職権で調査し得る事項にかかるもの(違憲関係証拠)等がほと んどであり、原審の証拠の取捨選択を不当とする理由を発見できない。いずれにせ これらの証拠を取り調べなかつたからといつて、原判決が誤つた事実上・法律 上の判断をしたとか、その判決内容に首尾一貫しない部分が存するとか非難される べき瑕疵を帯有しているわけではないので、そうしてみると、原判決に審理不尽に 基づく理由不備ないし訴訟手続の法令違反があるという所論は肯綮を失していると いわざるを得ない。

第八 結語

本件は破防法四〇条の「せん動」罪が適用された初の事例である。したがつて、 控訴趣意も多岐多様にわたつたが、以上縷述のとおりその論旨はすべて理由がな い。

よつて、刑訴法三九六条により本件各控訴を棄却し、当審における訴訟費用は刑 訴法一八一条一項本文を適用してこれを被告人両名に負担させることとし、主文の とおり判決する。

(裁判長裁判官 萩原太郎 裁判官 小林充 裁判官 奥田保)